

「第2次小樽市文化芸術振興基本計画(案)」に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等

- | | | |
|---|--------------------|-----|
| 1 | 意見等の提出者数 | 4人 |
| 2 | 意見等の件数 | 17件 |
| 3 | 上記2のうち計画等の案を修正した件数 | 6件 |
| 4 | 意見等の概要及び市の考え方 | |

No.	意見等の概要	市の考え方等
1	審議会の委員が、いつもの顔ぶれ過ぎる。ストリートピアノやアニメパーティなどボトムアップ的に様々なイベントが立ち上がっているのに、その関係者が含まれていないのはなぜか？	小樽市文化芸術審議会の委員は、本市の文化芸術に関係する様々な団体からの推薦をいただいた学識経験者と、公募により選定した市民で構成しております。 現在は任期の途中でありますことから、委員の改選期の際には、いただいた御意見を参考に、検討させていただきたいと考えます。
2	全体的に学校芸術的。それも必要だと思うが、それだけだと「小樽の芸術」になり得ない。基本項目を見ても、これを「札幌の計画」と言われても何の違和感がない。	10ページの「基本項目6 歴史的文化遺産の保全活用及び文化芸術に配慮したまちづくりの推進」の部分に、歴史と文化を生かしたまちづくりを推進するという主旨で本市の独自性を記載しておりますが、いただいた御意見については、今後の事業の実施に当たり、参考とさせていただきます。
3	仰々しいものは不必要だが、常に町のどこかで音楽や美術に触れられるような仕組みを考えて欲しい。	いただいた御意見については、今後の事業の実施に当たり、参考とさせていただきます。
4	第1次小樽市文化芸術振興基本計画に関する評価がまったく記載されていない。これらを記載せず、文化芸術振興基本法が文化芸術基本法に改められた法改正の主旨だけを踏まえて第2次計画を策定する小樽市の考え方が理解できない。小樽市の他の計画通り、前計画の評価を示してから第2次計画に繋げるべきと考える。	第1次小樽市文化芸術振興基本計画は、実施計画を定めておりませんが、事業の評価については、第6次総合計画に基づく行政評価の中で総括的に評価しているのと同時に、毎年度開催する文化芸術審議会の中でも実績を報告して事業の評価をいただいております。 今回の改正も、それらの経過を踏まえて策定しているものであることから、御理解いただきたいと思います。ただし、御指摘のとおり、評価結果が分かりにくい部分があると認識いたしますので、第2次計画につきましては、4ページに記載したとおり、主な事業の目標値を定めて進捗状況の管理を行ってまいります。
5	各基本項目に対する目標値を定めた施策は別途パブリックコメント制度に基づき、市民の意見を確認すべきである。	施策そのものはパブリックコメントの対象となっておりますが、本計画に基づいて実施する具体的な計画については、文化芸術審議会の中で進捗状況を管理し、その内容を審議することとしています。
6	各基本項目は【視点】と【施策の方向】にて説明されているが、目標値を定めた施策はいつ策定し、公開されるのか。さらに第1次において目標値を定めた施策とその評価は存在し、公開されているのか。	目標値を定めた施策(具体的な事業)については、令和元年度末までの策定を予定しており、公開方法については今後検討してまいります。 第1次計画においては、第6次総合計画に基づく行政評価の中で総括的に評価しており、その中で公開されていることとなります。

No.	意見等の概要	市の考え方等
7	背景に記載される「独創性のある新たな文化芸術の創造を促進する」に対応する基本的な考え方などがまったく記載されていない。	1ページの「1 背景」に記載している「独創性のある新たな文化芸術の創造を促進する」については、文化芸術基本法の前文を引用したものです。 本市の文化芸術振興計画の推進にあたり、いただいた御意見については、今後の事業の実施に当たり、参考とさせていただきます。
8	背景を拝読すると、単純に法律ができたから計画を作りました的印象を受け、小樽市としての文化芸術への考えがあまり見えませんでした。著名人が支持しているとか、多くの人に賞賛されているとか、俗物であるとか、誰の作品だとかと言うような、他人の評価に影響される事がなく、自分自身が客観的に文化芸術を理解し楽しむことができる、あるいは作ることができるような市民を育てると言うような勢いが感じられると、私は嬉しく思います。	1ページの「1 背景」は、第2次計画を策定するに当たり、これまでの国の動きや経緯等を記載したものとされており、本市における文化芸術振興の考え方や施策については、3ページの「II 計画の基本的な考え方」以降に記載したものであります。 いただいた御意見については、今後の事業を実施する際の参考とさせていただきます。
9	法改正の主旨を具体的に示し、後述の各施策との関係性を分かりやすくすべき。	いただいた御意見を踏まえ、1ページの「1 背景」の部分に「この法改正で「年齢、障害の有無又は経済的な状況にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備」や「児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性」、「観光、まちづくり、国際交流などの各関連分野における施策との有機的な連携」などの基本理念が規定されました。」という法改正の主旨について加筆しました。
10	II 計画の基本的な考え方について、「戦後、経済の衰退とともに・・・」とあるが、戦後もしばらくは、小樽経済はそれほど悪く無かったのではないか。この表現では、活況が大正期で終わったような印象になるが、良いか。	いただいた御意見を踏まえ、3ページの「II 計画の基本的な考え方」8行目の戦後という言葉を改め、「昭和30年代に入り、経済の衰退とともに・・・」に変更しました。
11	II 計画の基本的な考え方について、「運河保存運動」の文言を入れた方が良いのではないか。	いただいた御意見を踏まえ、3ページの「II 計画の基本的な考え方」11行目以降の「・・・一度は役割を失った小樽運河が、約10年に及ぶ議論を経て昭和61年に再整備されたことが転換点となり・・・」の部分と、「・・・本来の役目を失った運河や石造倉庫群の保存と活用をめぐる運河保存運動が起こり、約10年に及ぶ議論の結果、運河周辺が再整備されたことが転換点となり・・・」に変更しました。
12	第1次小樽市文化芸術振興基本計画においては、文化芸術振興の基本方向として(1)文化芸術と産業が共存する魅力あるまち、(2)文化芸術による地域づくり、人づくりのまち、(3)文化芸術を通じた次世代育成のまちが示されている。しかし第2次計画においてはこれらは削除されている。その理由は何か。	第2次計画では、条例の構成にあわせて基本理念や基本方針を見直し、計画の基本的な考え方を簡潔に記載するようつとめました。 その際、「基本方針」などと区別しにくい表現を整理し分かりやすくするため、第1次計画に記載していた「基本方向」を削除したものです。
13	基本方針は第1次とまったく同じである。第1次の評価を示したうえで、基本方針を継続する理由を示すべきである。	4ページの基本方針は、小樽市文化芸術振興条例に沿った方針としております。 また、事業の評価については、第6次総合計画の行政評価の中で総括的に評価しているのと同時に、毎年度開催する文化芸術審議会の中でも実績を報告して事業の進捗状況を検討して、基本方針を策定しております。 今回の改正も、それらの経過を踏まえているものであることから、御理解いただきたいと考えます。

No.	意見等の概要	市の考え方等
14	<p>基本項目は7つ掲げられているが、第1次と比較すると(1)(2)は新設され(3)～(7)は継続している。 第1次の評価を踏まえて今回の基本項目となった理由を示すべきである。</p>	<p>4ページの基本項目は、条例第7条(基本計画)第2号に掲げられている7つの項目を基本項目としています。 第2次計画においては、第1次計画で条例と一致していなかった部分のある(1)(2)の基本項目の内容を見直したものです。</p>
15	<p>計画書の色々な箇所に、「優れた」という形容詞が見受けられますが、文化芸術・文化芸術活動・文化芸術家などに、優劣があるのでしょうか。そもそも優劣があつて良いのでしょうか。ここは、もっと具体的に、文化芸術基本法にも記されている「自主」的、「創造」的、「振興に寄与」とするような表現で計画を書いた方が良いのではないかと思います。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、5ページ「基本項目1」の【視点】(1)意識の高揚及び(3)人材育成の部分、6ページの【施策の方向】(3)人材育成の部分、7ページ「基本項目3」の【視点】(1)学校教育への支援の部分における「優れた」の記載を削除しました。 なお、4ページの基本理念(4)にある「優れた」の記載については、条例第2条を引用したものであるため、案のとおりとしています。</p>
16	<p>同様な理由で、指導・指導者という言葉にも違和感がありました。文化芸術等に正誤は無いと私は思います。例え誰が認めなくても、自分が価値あるものと思ったら、社会正義に反しない限り、それが「文化芸術」なのだ、私は思うのです。現在活動している文化芸術家は、ただの先駆者であって、それ以上でもそれ以下でも無く、行える事は助言だけではないかと私は思います。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、6ページ「基本項目1」の【施策の方向】(3)人材の育成 アにある「指導者」という記載は、「人材」に変更しました。 なお、3ページの1 基本理念(1)にある「指導者」という記載については、条例第2条を引用しているため、案のとおりとしています。</p>
17	<p>文化財の位置づけについて、文化財を指定していく方針が見えない。歴史文化基本構想と同様の書き方をした方が良いのではないかと。</p>	<p>文化財の保存と活用については、「歴史文化基本構想」の理念に基づくとしており、その理念も含まれているものと考えておりますが、御指摘のように分かりにくい部分があるため、10ページ「基本項目6」の【視点】と【施策の方向】の標題に継承という言葉を加えて、「(1)文化遺産の保全・活用と継承」とすることにより、文化財の保存活用に取り組む観点を強調することといたします。</p>